

Close Up

クローズアップ 道路交通法

# 改正道路交通法の施行で変わった 高齢者の運転免許の更新制度

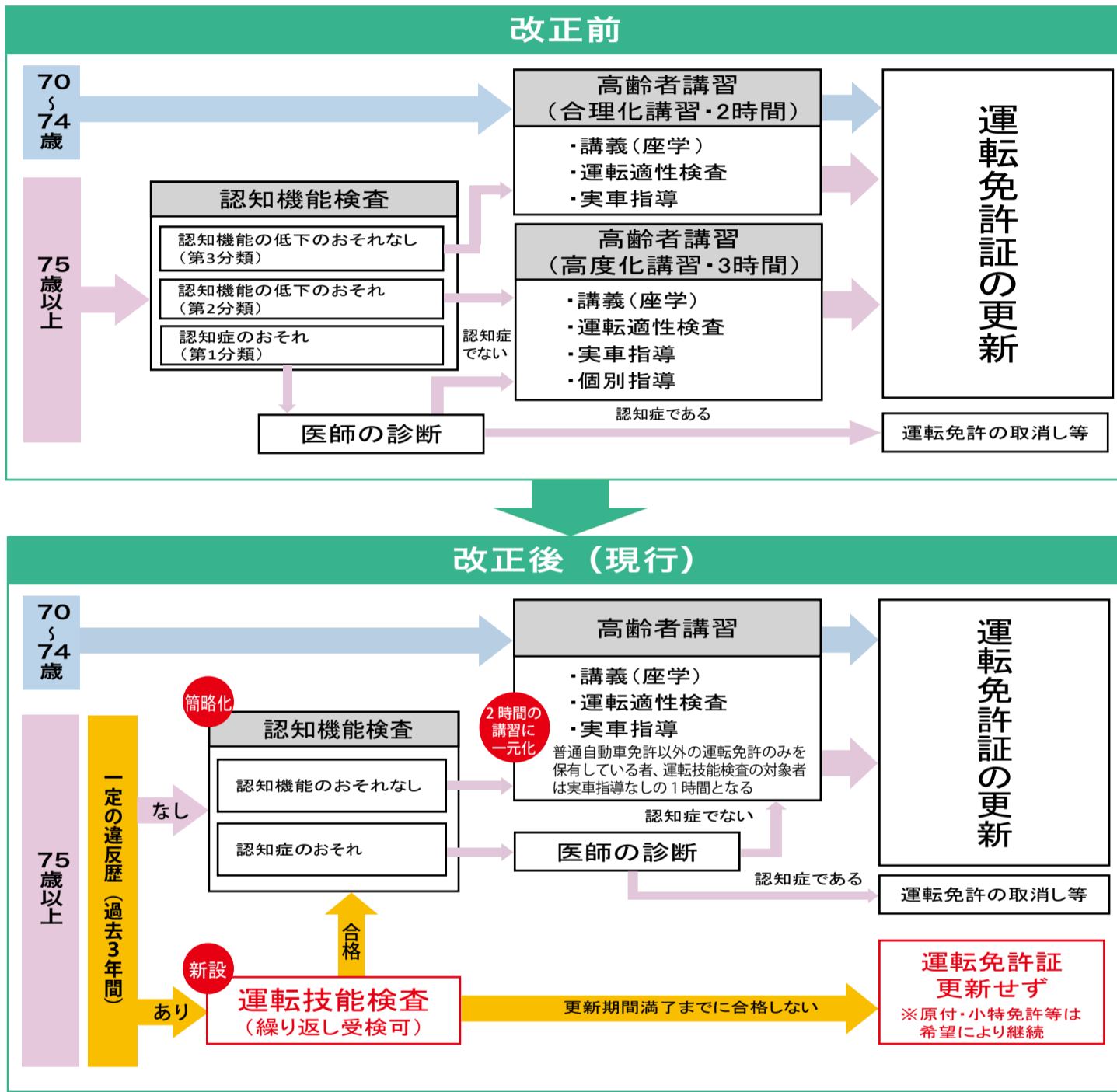
改正道路交通法が5月13日に施行され、高齢者（75歳以上）で一定の違反歴がある人に運転技能検査を義務づけるなど、高齢運転者対策の充実・強化が図られた。ここでは、高齢者の運転免許の更新制度の変更を中心に改正の概要を紹介する。



全国の自動車教習所などで行われている運転技能検査。写真はレインボーモータースクール（埼玉県和光市）での様子



## 高齢者の運転免許証の更新手続



- 運転技能検査の対象となる違反行為**
- 信号無視
  - 通行区分違反
  - 通行帯違反等
  - 速度超過
  - 横断等禁止違反
  - 踏切不停止等・遮断踏切立入り
  - 交差点右左折方法違反等
  - 交差点安全進行義務違反等
  - 横断歩行者等妨害等
  - 安全運転義務違反
  - 携帯電話使用等
- 運転技能検査の課題**
- 指示された速度で安全に走行できているか
  - 道路標識等によって一時停止が指定された交差点で、停止線の手前で確実に停止できているか
  - 右左折時に安全に曲ることができるか
  - 赤色の信号機に従って、停止線の手前で確実に停止できているか
  - 段差に乗り上げた後、直ちにアクセルペダルからブレーキペダルに踏み換えて安全に停止できるか

**今回の改正でスタートした「サポートカー限定免許制度」**

サポートカー限定免許制度は、運転を不安に感じている人に対して運転免許の自主返納だけでなく、より安全なサポートカー（一定の要件を満たす安全運転支援装置を備えた普通自動車）に限って運転を継続するという新たな選択肢を設けることを趣旨としている。申請は運転免許の更新と併せて行うことが可能だ。サポートカー限定免許でサポートカー以外の自動車を運転した場合は条件違反となり、罰則の対象となる。

### 一定の違反歴がある75歳以上は更新時に運転技能検査の受検が必要

今回の改正のポイントは、高齢者の運転免許証の更新等の手続において、新たに運転技能検査が導入されたことである。75歳以上で過去3年間に一定の違反歴（上記参照）がある人は、運転技能検査に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができない。運転技能検査は、実際にコース等で普通自動車を運転して指定の課題（上記参照）について採点される。採点は運転行為の危険性に応じて100点満点からの減点方式。第一種免許は70点以上（第二種免許は80点以上）で合格となる。例えば、段差に乗り上げた後、適切に停止できない場合は20点の減点。明らかな信号無視や逆走があった場合は40点の減点となり、その時点で不合格となる。ただし、不合格になっても更新期間が満了するまでは繰り返し受検することが可能だ。

このように、改正前は医師に認知症と診断された場合に運転免許取消し等の措置がとられていたが、認知症でなくても運転技能に問題があると判断された場合は運転免許証の更新ができなくなったのである。警察庁の高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議などの座長を務め、改正にあたり様々な提言を行ってきた早稲田大学名誉教授 石田敏郎さんは「これまでは認知症のおそれのある高齢運転者をいかに見つけるかに重点を置き、医師が認知症の診断を行うことで運転の可否を判断していました。それが行政の責任の下で運転能力を評価し、可否を判断するようになった点が大きな変化といえます」と話す。「実車を運転してもらい、それに対して評価することは、受検する高齢者にとっても納得性が高いと思います。違反と交通事故には相関があるため、有識者会議では違反歴と事故データを分析し、事故との関係が深い違反を11にまで絞り込みました。（上記参照）そして、それらの違反歴のある高齢



早稲田大学 名誉教授 石田敏郎さん

者を運転技能検査の対象とすることにしました」。既に全国の自動車教習所などで、運転技能検査が行われている。今回の改正により、高齢運転者の事故がどのように推移していくのか、今後数年は見守っていく必要があると石田さんはいう。「さらに、運転技能検査のデータも収集・分析すれば、高齢者の安全運転教育に役立てることができるでしょう。また、高齢者講習で行われている実車指導を安全運転教育の機会として活用できると考えています。現状は同乗する高齢者講習指導員（教習指導員）による評価はありませんが、不得意な技

能やそれを補うための方法などを教えられるようになれば、高齢者の安全意識が高まるはずだ。高齢者講習の機会以外にも、定期的に教習所へ行ってほしいと思います。加齢による運転能力の変化が実感できますし、教習指導員から安全運転に必要なアドバイスをもらえます」。更新期間満了までに運転技能検査に合格できなかった場合、普通自動車免許は更新できないが、希望により原付・小型特殊免許等は継続することができる。クルマを運転できなくなるケースの増加が予想されることから、そうした高齢者の移動の確保や支援について、もっと考えていく必要があると石田さんは指摘する。このほかの改正による変化点だが、認知機能検査は従来よりも簡略化され、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合等には検査が免除される。改正前に合理化講習（2時間）と高度化講習（3時間）の2つに分かれていた高齢者講習は、2時間の講習に一元化された。